

債務整理の方法について

福島県消費生活センター

	任意整理	特定調停	個人再生	自己破産
概要	当事者間の話し合いにより、支払金額、支払期間等について新たに約定する方法です。 個人が行うことも可能ですが、弁護士又は認定司法書士に依頼して行う場合もあります。	簡易裁判所の調停委員の斡旋により、支払金額、支払期間等について新たに約定する方法です。 過払金の返還を求める場合は、別途訴訟を提起する必要があります。	地方裁判所が認可した再生計画に基づき債務を返済する方法です。 再生計画は、全債権者に対する債務の一部を原則3~5年で返済する内容となり、残りの債務は免除されます。	全財産を債務の返済に充てても返しきれなくなった場合に、地方裁判所を通じ債務の支払いを免責してもらう方法です。
適している事例	●借金総額が比較的小額である場合 ●引き直し計算により、借金の減額が見込まれる場合	●借金の相手である貸金業者の数が少ない場合 ●引き直し計算により、借金の減額が見込まれる場合	●借金の相手である貸金業者の数が多い場合 ●相談者が給与等の定期的な収入を得ている場合 ●住宅ローンがあり、住宅を手放したくない場合	●返済の見込みがない場合
メリット	●受任通知により取り立てが止まる ●当事者間の話し合いにより、柔軟な返済計画が組むことができる ●引き直し計算により、借金の減額が可能	●申立のあった旨の通知により取り立てが止まる ●調停委員による公平な結論が期待できる ●返済計画に強制力があり、給与の差押え等も止められる ●法律の専門家に依頼しないので、費用が安い	●受任通知により取り立てが止まる ●話し合いによる解決が難しい場合でも債務整理が可能 ●住宅ローン特別条項により、住宅を失わずに債務整理をすることも可能（住宅ローン以外の抵当権が設定されている場合など、この特別条項が利用できない場合もあります）	●受任通知により取り立てが止まる ●免責が許可されれば、早期に借金から解放される ●給与の差押え等を止められる
デメリット	●事故情報に登録される恐れがある ●話し合いに応じない貸金業者に対する強制力がない	●事故情報に登録される恐れがある ●借金しているすべての貸金業者から同意を得る必要がある ●返済計画に強制力があるため、返済が滞ると直ちに給与等を差し押さえられてしまう	●事故情報に登録される恐れがある ●利用できる者に制限がある ●手続きが複雑なため、費用と時間がかかる	●事故情報に登録される恐れがある ●最低限の生活資材を除き、住宅等の財産を失う ●破産原因によっては免責されない場合もある ●官報に氏名、住所が掲載され、ヤミ金の標的にされる ●免責が許可されるまでの間、一定の職業に就けない制限がある